

町内小・中学校の今後に対する辰野町教育委員会の見解

辰野町教育委員会

平成 29 年 9 月 26 日、第 1 回辰野町立小・中学校あり方検討委員会において、平成 28 年 7 月 4 日に辰野町教育委員会から同検討委員会に付託した検討事項に対する回答を提言書という形で辰野町教育委員会にいただいた。なお同あり方検討委員会は、この提言書の提出を以って 1 年 3 ヶ月におよんだ協議を終了、解散した。

その後、辰野町教育委員会は 10 月以降 4 回の町教育委員会の場において協議し、以下のような方向を決定した。なお辰野町教育委員会では、このあり方検討委員会の最終報告を待っての協議ではなく、平成 28 年 1 月 25 日開催の総合教育会議以降、毎月の教育委員会において協議を重ね、さらにあり方検討委員会にはほぼ全教育委員が毎回傍聴を行い、あり方検討委員会の協議内容を教育委員会内での協議の参考とさせていただいてきた。

よって辰野町教育委員会としては、この問題に対しては、約 2 年間に及ぶ検討を行ったということになる。今回この町立小・中学校あり方検討委員会の提言を受けて、辰野町教育委員会は下記の通り見解を教育委員の総意として出すこととした。

1 辰野町立小・中学校あり方検討委員会の提言に対する見解

あり方検討委員会が 1 年以上の時間をかけ、委員一人一人が自分の思いと葛藤しながらも全員一致で決断し、提言としてまとめた事項は極めて重いものとして捉える。よってこの提言を辰野町教育委員会としては十分に尊重する必要がある、この提言に沿って議論を進めていく。

2 川島小学校に対する対応

(1) 平成 29 年度の在籍児童数は 13 名（川島区内児童数 6 名、学区外児童 6 名、区域外児童 1 名）であり、平成 30 年度推定児童数は 10 名（川島区内児童 3 名、学区外児童 6 名、区域外児童 1 名）という状況であり、かつ 1,3 学年 2 名は同一家庭の兄弟による複式学級、4,5 学年 5 名による複式学級編制となる。

(2) 平成 31 年度以降も地区内児童の入学者は、見込める状況にはなく厳しい見方をすれば 31 年度は 9 名、32 年度は 5 名という状況も想定される。一方、現在籍児童の弟・妹等が入学したとすれば 31 年度 10 名、32 年度は 9 名との推定もできる。なお、32 年度以降は川島区の児童がほとんど在籍しなくなることも想定される。

(3) このような学校環境は、もはや複式学級による小人数指導のメリットも全く見出すことはできないと言える。つまり、他の仲間と共に話し合っただけで考えを深めていく、体育や音楽のように集団で学ぶ感動を味わうこともできない状況を作り出し、子どもの学びにとっても好ましい状況ではない。

(4) 平成 25 年度より特認校制度を活用して児童数の増加に取り組んできたが、今後提言の趣旨に見合うだけの児童の確保が見通せない状況の中で、いたずらに存続することは適切ではない。

(5) よって、川島小学校は提言通り、統合の対象として準備を進める必要があると結論を出さざるを得ない。

① 川島小学校は、辰野西小学校に統合する。

② 統合の実施日は早急に決定する必要がある。

(6) 川島小学校統合の際、現在籍児童個々の状況は十分に配慮する必要がある。

① 特認校制度で通学している児童については、個々の状況を把握し、状況により辰野西小学校ではなく、辰野町内の他の小学校への通学を認める。

② 統合後の児童の通学手段は、スクールバスとする。

③ 辰野西小学校以外の小学校を希望する児童に対しても通学手段を保障する。

④ 配慮する期間は、当該児童が小学校を卒業するまでとする。

3 川島区から外に出て町内外の小学校に通学している児童に対する配慮

(1) 多くの仲間と共に学ばせたい等の思いから、川島区から住所を移して町内外の小学校に通学させている児童及び家庭に対して、川島区に住所を戻した上で引き続き川島小学校以外の小学校への通学を希望する場合、川島区民の人口増等の観点から「小学校の指定校変更を希望するときは」の第8項「児童の個別の事情や家庭の特別な事情により、教育的配慮が必要と認められる場合」を適用し、基本的に通学区の変更を認める。

(2) その際は、辰野町教育委員会に諮り、最終的に決定する。

4 川島区内に住所を置いたまま、町内他の小学校に通学を希望する児童に対する配慮

(1) 多くの仲間と共に学ばせたい等の思いを持ちながらも、さまざまな理由により川島区から住所を移すことが困難な児童及び家庭に対しては、川島区民の人口減を食い止める等の観点から「小学校の指定校変更を希望するときは」の第8項「児童の個別の事情や家庭の特別な事情により、教育的配慮が必要と認められる場合」を適用し、基本的に通学区の変更を認める。

(2) その際は、辰野町教育委員会に諮り、最終的に決定する。